

厚生常任委員会 資料

令和3年12月7日（火）

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

議案第 1 号	令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算案について（第16号）	・・・ 1
議案第20号	令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算案について（第17号）	

【 その他報告事項 】

I	新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について	・・・ 6
II	第 7 次宮崎県医療計画中間見直し（素案）について	・・・20
III	宮崎県循環器病対策推進計画（素案）について	・・・24

【 別冊資料 】

資料 1	第 7 次宮崎県医療計画中間見直し（素案）	
資料 2	宮崎県循環器病対策推進計画（素案）の概要	
資料 3	宮崎県循環器病対策推進計画（素案）	

【予算議案】

議案第 1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第16号）

議案第20号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第17号）

○歳出予算集計表（課別）

（単位：千円）

会計名	課 名	令和3年度			
		現計予算額	11月補正額 （第16号）	11月補正額 （第17号）	補正後の額
一 般 会 計	福 祉 保 健 課	35,487,986	2,390,000		37,877,986
	指 導 監 査 ・ 援 護 課	176,327			176,327
	医 療 薬 務 課	4,762,870			4,762,870
	国 民 健 康 保 険 課	29,530,867			29,530,867
	長 寿 介 護 課	22,650,683	91,948		22,742,631
	障 が い 福 祉 課	17,107,852	13,155		17,121,007
	衛 生 管 理 課	2,406,933			2,406,933
	健 康 増 進 課	26,299,261		2,004,758	28,304,019
	こ ど も 政 策 課	18,694,501			18,694,501
	こ ど も 家 庭 課	6,221,972			6,221,972
	小 計	163,339,252	2,495,103	2,004,758	167,839,113
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 課 （国民健康保険特別会計）	114,542,975			114,542,975
	こ ど も 家 庭 課 （母子父子寡婦福祉資金特別会計）	280,005			280,005
	小 計	114,822,980	0	0	114,822,980
福祉保健部 合計		278,162,232	2,495,103	2,004,758	282,662,093

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

	感染拡大防止対策の推進	医療・福祉提供体制の確保・充実	新たな日常に応じた生活支援
当初	検査体制の確保 ◆受診相談センター運営費、PCR検査費用（衛環研）PCR検査機関への検査機器購入補助、地域外来・検査センター運営費、PCR検査公費負担 等 感染拡大防止対策（設備整備支援等） ◆介護施設等の簡易陰圧装置等の設置、濃厚接触者である子どもの受入れに要する経費、「ガイドライン」の遵守及び「新しい生活様式」の定着促進、児童養護施設等の個室化、感染症対策のかかり増し経費 等 計1,367,774千円	医療提供体制の確保 ◆医療従事者派遣、搬送体制確保、調整本部運営、医療機関等との連携・情報共有体制の構築、受入病床確保・医療従事者特別手当・陰圧装置設備補助、軽症者宿泊療養施設の確保・運営等、入院患者宿泊施設患者の自己負担分の公費負担、医療機関・保健所等で使用する防護服整備 等 介護・福祉サービス体制確保 ◆業務負担を軽減するための介護ロボット導入経費、感染者が発生した場合の介護・障がい福祉サービス提供に必要な経費補助 等 ワクチン啓発等 ◆医療従事者等への接種確保、相談体制の確保 相談体制 ◆自殺対策ワンストップ相談会、県民の心身の変調に対応するため電話や訪問による相談体制強化 計16,653,577千円	生活困窮者・ひとり親家庭等支援 ◆福祉系高校の学生への修学資金等貸付金、住居失う恐れのある者に対する住居給付金、子ども食堂等を運営する団体に対する衛生用品等の購入支援、ひとり親家庭を支援する民間団体の活動経費の補助 母子保健医療対策 ◆不妊治療等を受ける夫婦に対し、治療費等を助成、妊婦への検査と感染した妊産婦への訪問等による寄り添い支援 計563,576千円
4月専決			◆生活福祉資金拡充 ◆ひとり親世帯生活支援特別給付金 4月専決 1,257,110千円
4月補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（日向市） 4月補正 154,467千円		
5月専決	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市） 5月専決 2,241,810千円		
5月補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市・都城市・三股町） ◆変異株ウイルス解析機器の導入 等 5月補正 2,219,682千円	◆後方支援病院の確保推進 ◆自宅療養者支援の拡充 ◆市町村のワクチン接種体制の強化に向けた支援 ◆24時間体制対応副反応等コールセンター設置 等	
6月補正	◆飲食店の認証制度の創設、認証に必要な資機材等の支援 ◆救急医療機関等において、コロナ感染疑い患者を受け入れることができるよう必要な設備整備を支援 等	◆各種依存症の自助グループ活動への支援 ◆ワクチン個別接種における診療所及び病院に対する接種回数底上げ支援、病院の接種体制確保に対する支援 ◆ワクチンの接種回数増加のための支援期間延長、県主催の大規模接種の実施、職域接種への支援 6月補正 5,590,601千円	◆生活福祉資金拡充 ◆生活福祉資金の特例貸付金が上限額に達しているなどにより、利用ができない世帯を対象として支援金を支給 等
8月専決補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援 ◆まん防適用による飲食店等及び大規模集客施設への営業時間短縮要請等に伴う協力金等の支援 8月専決・補正 11,564,166千円		
9月補正	◆まん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長による飲食店等への営業時間短縮要請等に伴う協力金等の支援 ◆介護施設等における生活空間等の分けを行うゾーニング環境等整備支援 等	◆軽症者等宿泊施設運営、宮崎県重症化予防センター運営等 ◆自宅療養者支援の拡充 9月補正 5,118,396千円	
11月補正	新型コロナウイルス検査促進事業（健康増進課） 1,965,258千円 ◆介護・障がい福祉施設等の感染防止対策支援事業（長寿介護課・障がい福祉課） 59,129千円	新型コロナウイルス外来診療受入医療機関支援事業（健康増進課） 39,500千円 11月補正 4,453,887千円	◆生活福祉資金貸付金（福祉保健課） 2,390,000千円

新型コロナウイルス検査促進事業

健康増進課

1 目的・背景

感染拡大時においても、感染リスクを低減させることにより行動制限の緩和を可能とする「ワクチン・検査パッケージ制度」の利用の促進や、感染拡大傾向時の検査の促進による感染拡大防止を図るための検査の無料化に取り組む。

2 事業概要

次の検査を無料で実施する検査体制を構築する。

- ① 健康理由等によるワクチン未接種者のワクチン・検査パッケージ適用等（民間での自主的な導入も含む）に必要な検査
- ② 感染拡大傾向時（「感染拡大緊急警報」発令時を想定）における知事の「感染不安を感じる無症状者への検査受検の要請」に基づく希望者への検査

3 事業費

1,965,258千円

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	その他	一般財源
1,965,258	0	0

※国庫支出金：地方創生臨時交付金

4 事業効果

「ワクチン・検査パッケージ」等の利用及びこれに必要な検査受検の浸透を図るほか、感染拡大傾向時の検査の促進による感染拡大防止を図る。

検査所の設置方針

【無料化の対象となる検査】

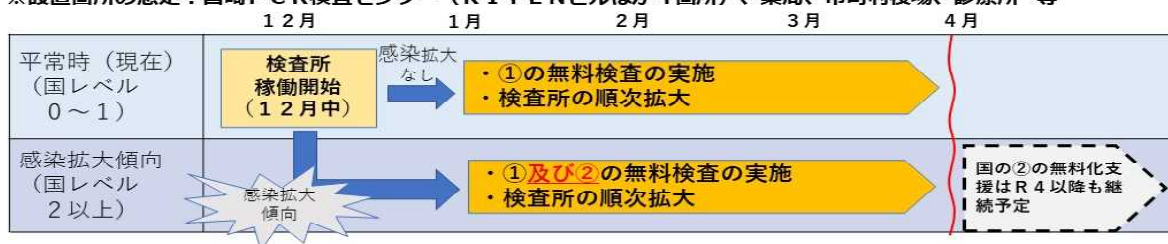
- ① 健康理由等によるワクチン未接種者のワクチン・検査パッケージ適用等（民間での自主的な導入も含む）に必要な検査
- ② 感染拡大傾向時（「感染拡大緊急警報」発令時を想定）における知事の「感染不安を感じる無症状者への検査受検の要請」に基づく希望者への検査

【稼働開始時期及び設置箇所数】

- ①の検査体制の早期構築のため、12月中に、既存の検査事業者への委託等による検査所の稼働を開始する。
- その後、①及び②の検査について県民が偏りなく検査機会を享受できるよう、上記検査事業者による検査所増設や、実施事業者の公募等により、各市町村に1箇所程度の検査所設置を目指す。

【今後のスケジュール】

※設置箇所の想定：宮崎PCR検査センター（KITENビルほか4箇所）、薬局、市町村役場、診療所 等



ワクチン・検査パッケージ制度について

「ワクチン・検査パッケージ制度」は、飲食店やイベント等において利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認することにより、感染拡大時の行動制限の緩和を可能とするもの。緩和の内容等は国が定めており、また、本制度の活用は、各事業者の任意とされている（ただし、適用事業者として県への事前登録が必要）。

	感染拡大時の制限	ワクチン・検査パッケージ適用（※）
飲食店	一卓４人以下 次の場合に要請 ☐ 国の緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域に指定された場合 ☐ 県が感染警戒区域（オレンジ区域）、感染急増圏域（赤圏域）に指定した場合	人数制限なし
イベント	まん延防止等重点措置の場合 ⇒人数上限20,000人 緊急事態措置の場合 ⇒人数上限10,000人	人数上限なし（収容定員まで追加可）
移動	- 緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域等への不要不急の往来自粛 - 緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域からの不要不急の来県自粛	不要不急の往来・来県自粛の対象外

※飲食店、イベントにおいては、スタッフ等による利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認を行うこととなり、移動については、移動者自身による確認となる。

【ワクチン接種歴又は陰性の検査結果確認の自主的な導入について】

行動制限の緩和とは関係なく、例えば感染が沈静化している状況において、事業者が店舗への入店や会場への入場に当たって利用者のワクチン接種歴や検査結果の確認を自主的に行うことは、原則として自由であり、特段の制限はない。

⑧新型コロナウイルス外来診療受入医療機関支援事業

健康増進課

1 目的・背景

今後の感染拡大により、自宅療養者や宿泊療養者の更なる増加が見込まれる中、症状が悪化した自宅療養者等に対し、初期治療や検査等の外来診療を行う医療機関を確保する。

2 事業概要

県及び保健所からの要請に応じて、新型コロナ患者の外来診療を受け入れる医療機関に対し、補助を行う。（患者の受入1回につき5万円、土日祝日の受入及び入院受入医療機関への転院までの一時的な入院受入の場合は各5万円の上乗せ）

3 事業費

39,500千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
39,500	0	0

※国庫支出金：地方創生臨時交付金

4 事業効果

症状が悪化した自宅療養者等への適切な初期治療を行うとともに、必要に応じて検査を行い、症状に応じた適切な入院調整を行うことにより、療養者が安心して療養できる体制の整備が図られる。

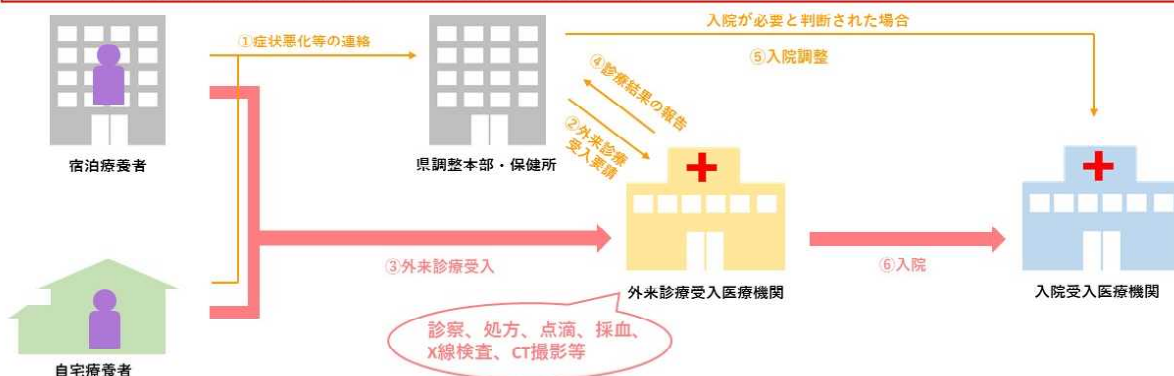
外来診療受入医療機関への支援について

県及び保健所からの要請により、症状が悪化した自宅・宿泊療養者の外来診療を受け入れる医療機関を確保し、適切な初期治療を行うとともに、症状に応じた適切な入院調整を行う。

- 想定医療機関数：入院調整に向けた検査等を実施する医療機関：12医療機関（各医療圏に1医療機関以上）
症状緩和のための初期治療等を実施する医療機関：感染状況に応じて随時確保

- 想定受入件数：600件（感染拡大期の累計）

- 外来診療受入医療機関への支援
（基本額）5万円／1回（同一患者の複数回受診による重複可）
（上乗せ）土日・祝日の受入れ＋5万円／1回
入院受入医療機関への転院までの入院受入れ＋5万円／1回



【その他報告】

I 新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について

県の対応方針の見直しのポイントについて①

1 新型コロナウイルス感染症を巡る状況の変化について

- ワクチン接種の進展や新たな治療薬の開発等により、重症化リスクが低減するなど、患者像が変化。
- 今後は、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な医療提供が可能。
- このため、感染リスクを引き下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることが必要。



<国の基本的対処方針の見直し>

- 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（R3.11.12政府対策本部決定）を踏まえ、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
- 「新たなレベル分類の考え方」（R3.11.8コロナ対策分科会提言）を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。（緊急事態宣言：レベル3相当、まん延防止等重点措置：レベル3又はレベル2相当で総合的に判断）
- ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、飲食、イベント、外出・移動等の行動制限を緩和する。

県の対応方針の見直しのポイントについて②

2 対応方針見直しに係る基本的考え方について

<県の対応方針の見直し>

- 今後の第6波に向けて、医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図っていく。

（今後の対策）

- ・ 医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化
- ・ 追加接種を含めたワクチン接種のさらなる推進
- ・ 「ワクチン・検査パッケージ」をはじめとする国の新たな方針を踏まえた行動制限緩和等への対応

- この方針に基づき、県の対応方針上の行動要請も緩和する。ただし、感染拡大期において、病床のひっ迫等が懸念される場合は、必要な行動制限を行う。
- 県独自の警報区分（緊急事態宣言、感染拡大緊急警報等）や感染状況区分（赤圏域、オレンジ区域等）など、県民の認知が進み、一定程度定着している仕組みは継続する。

県の対応方針の見直しのポイントについて③

3 県の対応方針の見直しについて

(1) 県独自の警報等の発令基準について

① 警報（感染拡大緊急警報、緊急事態宣言）の発令基準

＜従来＞ 県全体の「新規感染者数」の状況を重視

＜今後＞ 県全体の「医療ひっ迫」の状況を重視

＜従来＞

＜今後＞

警報	発令目安
緊急事態宣言	・国ステージ4相当 ※1
感染拡大緊急警報	・国ステージ3相当 ※2

警報	発令目安
緊急事態宣言	・国レベル3と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合 ※1
感染拡大緊急警報	・国レベル2と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合 ※2

※1 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数25人程度
 ※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数15人程度

※1 第5波の8月中旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数70人程度を想定）
 ※2 第5波の8月上旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数35人程度を想定）
 ●「緊急事態宣言」発令の際は、国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討

県の対応方針の見直しのポイントについて④

② 感染状況の区分の指定基準

引き続き、圏域ごとの「新規感染者数」の状況を重視するものの、
 感染警戒区域（オレンジ区域）及び感染急増圏域（赤圏域）の指定は、
 従来の2倍程度の新規感染者数を目安に運用

＜従来＞

＜今後＞

県全体で医療ひっ迫に至る前に圏域内で感染を抑え込むことが重要！

圏域ごとの感染状況の区分		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている
黄	オレンジ	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある（※2）
赤	感染急増圏域	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある（※3）

圏域ごとの感染状況の区分		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている
黄	オレンジ	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある（※3）
赤	感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある（※4）

※1 黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定
 ※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数10人程度
 ※3 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度

※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
 ※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
 ※3 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度を想定
 ※4 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数40人程度を想定

県の対応方針の見直しのポイントについて⑤

(2) 行動要請について

■感染拡大期における主な行動要請例

要請区分	従来	今後
外出	○感染急増圏域（赤） ・原則、外出自粛	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、原則、外出自粛を要請）
飲食	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・4人以下、2時間以内	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・一卓4人以下（※1）
イベント	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・国基準を準用 ・会食を伴う場面を制限	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・国基準を準用（国が定める「緊急事態措置区域」、「まん延防止等重点措置区域」、「その他区域」の区分に従い、基準を準用）

※1 ひなた飲食店認証店でワクチン・検査パッケージを適用した場合は人数上限無し

● その他の具体的な行動要請の内容については、感染状況に応じて決定していく

県の対応方針の見直しのポイントについて⑥

■県外との往来について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	これまでの対応	今後の対応
①感染注意地域	2. 5人超	往来は感染防止対策の徹底を	—
②感染流行地域	5人超		
③感染拡大地域	15人超	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）
④まん延防止等重点措置区域	国指定		
⑤緊急事態措置区域			

■県外からの来県について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	これまでの対応	今後の対応
①まん延防止等重点措置区域	国指定	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）
②緊急事態措置区域			

＜県外からの感染持込みリスクへの対応＞

- ワクチン接種者に対しても県のPCR検査支援の積極的な活用呼びかけを行う。
- 感染拡大時には、国と協議の上、ワクチン・検査パッケージの適用停止などの必要な対応を行う。

■その他

- ・ 飲食店等に対する営業時間短縮の要請については、国の「まん延防止等重点措置区域」の適用によることを原則とするが、感染拡大防止の観点から必要があれば、県独自の実施を検討

当面の行動要請について

【対象地域】 県内全域

【要請内容】

①会食時の「みやざきモデル」の推奨

- ・感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えてください
- ・ひなた飲食店認証制度認証店を利用しましょう
(※県では、飲食店からの認証申請を受け付け、順次認証手続きを実施中)

②イベント開催における制限

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
 - ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きい方
- ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）

③高齢者施設・障がい者施設の面会

- ・感染対策を徹底の上、人数を最小限でお願いします

④高齢者施設従事者等の会食

- ・高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、できるだけ身近な人とお願いします

イベントの開催に係る感染防止安全計画の提出について

5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、人数上限が緩和（収容定員まで追加可（大声なしが前提））

原則	感染防止安全計画策定後 (大声なしが前提)
収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 人数上限：5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	<u>収容率：100%</u> <u>人数上限：なし</u> ⇒ <u>収容定員まで追加可</u>

- ・今後、イベントの開催においては、主催者は「感染防止策チェックリスト」を作成し、HP等での公表及び1年間の保存が必要
- ・これまでの「全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベント」を対象とした事前相談制度は廃止
- ・5,000人超で人数上限の緩和を図るイベントは、「感染防止安全計画」の策定及び県への提出が必要

(県HPにおいて感染防止安全計画等の様式及び提出先を掲載)

1. 基本的な考え方

- (1) ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により、軽症者の割合が多くなるなど、患者像が変化の中で、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な患者対応が可能となる。
- (2) このような状況の変化を踏まえ、今後は医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図る。
- (3) 県内の感染状況を踏まえ、新規感染者数などを目安に、原則として二次医療圏域※ごとに感染区分を指定し、同圏域内の住民に対し、必要な行動要請を行う。
- (4) 感染区分や関係指標等を目安に、県下全域に警報を発令する。
- (5) 県内外の感染状況について、適切に周知広報を行い、県民の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況の区分と行動要請例

圏域ごとの感染状況の区分			行動要請例		
区分		一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑	感染未確認圏域	・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
オレンジ	感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（4人以下）	○国基準を準用

※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

3. 警報

(1) 県内について

表示	発令目安	対応例
	緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討 ・その他の必要な対応
	感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・国レベル2相当（感染状況や関係指標を総合的に判断） ・圏域ごとに緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・県全域において、その他の必要な対応
	特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
	警報	・黄圏域が1つから3つまで ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	持続的な警戒	・全ての圏域が緑 ・県全域において緑圏域の対応

※感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする。（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国レベル2相当以前）。

(2) 県外について

次の地域表示により、全国の感染状況を適宜公表する。

- ①感染注意地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を超えた都道府県）
- ②感染流行地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5人を超えた都道府県）
- ③感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えた都道府県）
- ④まん延防止等重点措置区域（国指定）
- ⑤緊急事態措置区域（国指定）

なお、③～⑤の地域については、必要に応じて、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請する。

4. 持続的な警戒態勢

- ・県民に、基本的な感染防止対策（「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨するとともに、飲食店の第3者認証制度「ひなた飲食店認証制度」を推進する。
- ・全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等に対して、基本的な感染防止対策の徹底に加え、感染者発生に備えた対応を要請する。なお、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和3年3月5日付け宮崎県対応方針を改正し、令和3年11月25日からこの対応方針を適用する。ただし、今後の国の方針や感染状況、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

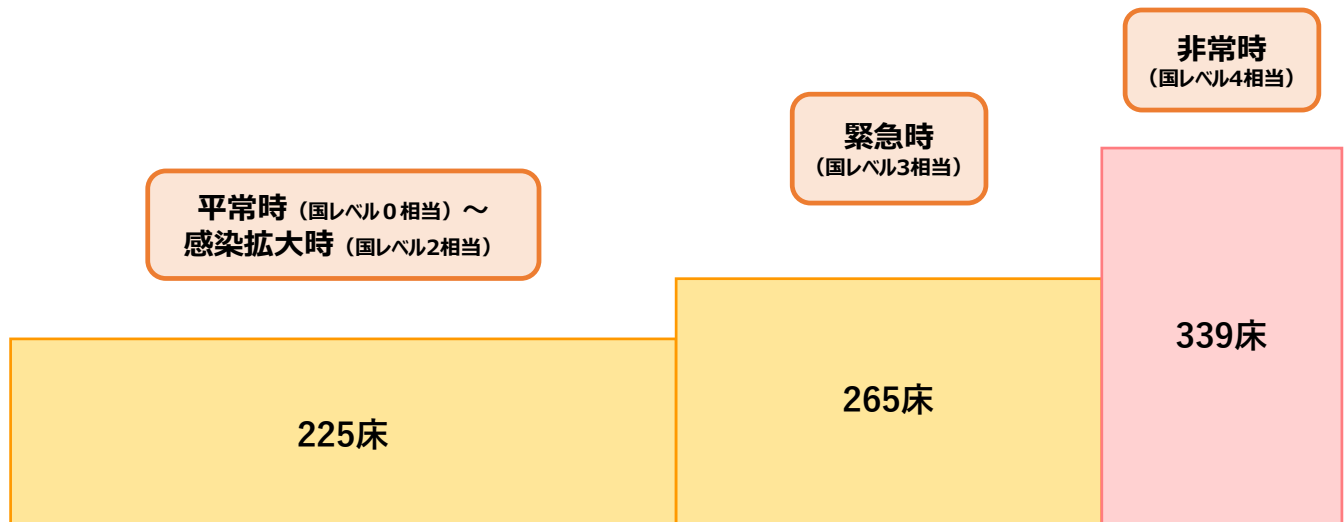
次の感染拡大に向けた医療提供体制について①

1 入院受入体制の強化

■入院受入病床の確保（332床→339床）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
9.1時点	121	61	64	20	13	18	10	307
9.28時点	124	66	64	24	17	27	10	332
11.25時点	128	67	64	25	17	28	10	339

※緊急時までの最大確保病床数：265床（うち重症者用病床15床）



次の感染拡大に向けた医療提供体制について②

■回復期の患者の受入先となる後方支援病院の確保（40医療機関→59医療機関）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
7.1時点	10	9	7	4	4	3	3	40
11.25時点	15	14	9	7	4	5	5	59

2 宿泊療養体制の強化

■宿泊療養施設・居室の確保（5施設、450室）

圏域	県央	県西	県北	計
11.25時点	300	90	60	450

・5施設同時運用に向けた人員の確保及び広域運用のための搬送体制の確保

次の感染拡大に向けた医療提供体制について③

3 自宅療養体制の強化

■食料等の生活支援セット配送体制の確保

■医師・看護師による健康観察体制の確保

- ・保健所と連携して健康観察を行う訪問看護ステーションの確保

【圏域ごとの協力訪問看護ステーション数】

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西白杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
8.6時点	11	3	-	3	2	1	1	21
11.25時点	21	5	5	5	3	3	3	45

- ・医師による電話（オンライン）診療体制を強化（夜間・休日を含む）

■外来診療受入体制の強化

- ・各医療圏における受入体制の確保（夜間・休日を含む）

4 重症化予防の推進

■抗体カクテル療法実施体制の強化

- ・保健所と連携して、自宅、宿泊療養者へ抗体カクテル療法を実施する協力医療機関の確保（11医療機関→21医療機関）
- ・感染状況に応じた重症化予防センターの円滑な運営

■経口治療薬の実用化を見据えた処方体制の構築

次の感染拡大に向けた検査体制について

1 保健所の積極的疫学調査に基づく幅広い検査の継続

2 感染状況に応じて繁華街や高齢者施設等への一斉検査の実施

3 新たな変異株に対する早期探知の検査の実施

4 県境往来者・一般県民向けPCR検査支援の継続

5 国のPCR検査等の無料化の方針を踏まえた検査体制の確保

○無料化の対象について

- ①健康理由等によるワクチン未接種者のワクチン・検査パッケージ適用等のための検査
- ②感染拡大傾向時※における知事の「感染不安を感じる無症状者への検査受検の要請」に基づく一般検査 ※「感染拡大緊急警報」発令時を想定

○検査所について

店舗を活用した検査所の開設等により、県内各地での検査体制の構築を目指す。

○今後のスケジュールについて

- 1 2月中の稼働開始を目指すとともに、その後も順次拡大していく。

飲食店における「ワクチン・検査パッケージ制度」について

1 制度の趣旨

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食における行動制限の緩和を可能とするための制度。

2 行動制限緩和の適用事業者

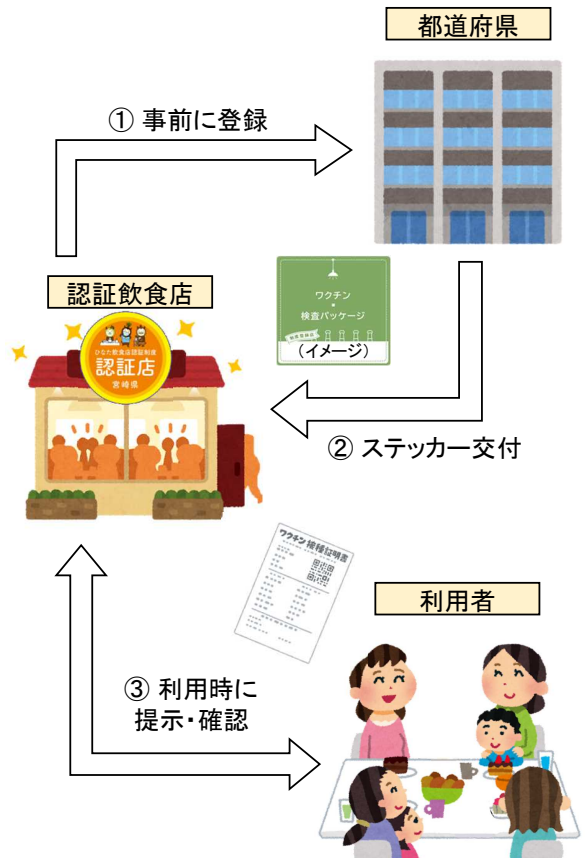
当県における第三者認証制度（ひなた飲食店認証制度）の認証を取得した事業者のうち、制度の適用を受けるために登録した事業者。

3 行動制限緩和の具体的な内容

登録された飲食店については、利用者の人数制限（一卓4人以下の会食の要請・呼びかけ）を緩和し、感染の状況にかかわらず、制限なしとする。

4 今後の取組

ホームページ上に登録申請フォームを設置し、登録店を公表する。認証店への通知及びホームページや新聞広告等を活用した制度の周知を行う。



ひなた飲食店認証制度の取組状況について

利用者が安心して飲食を楽しむことが出来る環境を整備するため、県が定めた55項目の認証基準に沿って、感染防止対策を実施している飲食店を県が認証する制度。
認証基準を満たしていると確認できた飲食店には、認証書と認証ステッカーが交付される。

現在の取組状況 (対象施設：約7,000店舗)

	申請数	施設調査数	認証数
宮崎市	1,912	1,763	1,699
都城市	706	692	665
延岡市	560	492	457
その他	1,675	1,767	1,312
合計	4,853	4,714	4,133

(令和3年12月2日現在)



認証ステッカー



認証書

(1) 利用者への周知

- ・ ホームページや新聞で認証店舗を随時公表
- ・ ホームページや新聞広告及びフリーペーパー等を活用した認証制度等の周知

(2) 認証店拡大への取組

- ・ 未申請店舗への申請案内の再通知
- ・ 新聞広告等を活用した申請フォームや講習会の周知

新型コロナワクチンの接種状況について（令和3年12月2日現在）

○全対象者及び全県民に対する接種率

		1回目	2回目
接種回数		835,055回	824,293回
接種率	12歳以上全対象者（975,230人）	85.6%	84.5%
	全県民（1,087,241人）	76.8%	75.8%

○年代別接種率（%）

	12歳以上	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上
1回目	74.8	73.7	74.8	82.8	87.5	88.2	94.8	94.1	94.2	87.9
2回目	72.2	72.0	73.4	81.7	86.8	87.6	94.3	93.4	93.1	86.6

新型コロナワクチン追加接種（3回目）について

接種は現行の住民接種の仕組みにより行われる。

対象者

原則、2回目の接種完了後に概ね8か月以上経過し、追加接種を希望する18歳以上の方
※国において、自治体の判断で、2回目接種完了後6か月以上経過した場合も対象とすることが出来るよう検討中

開始時期

順次、接種が開始され、最初に接種が進められた医療従事者が12月から、以降、高齢者、一般の方へと接種が行われる。

	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月
想定スケジュール	接種券送付	医療従事者				
		接種券送付	高齢者等			
			接種券送付	一般		
				接種券送付	職域接種	

※接種券は、原則、市町村が2回目接種完了から8か月経過を見越して対象者に郵送。

使用ワクチン

1回目、2回目に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチンを用いる。
まずは、ファイザー社ワクチンが使用され、武田/モデルナ社ワクチンについては薬事承認待ち。

新型コロナワクチン追加接種（3回目）について

ワクチンの配分量と時期

※国が本県に示した配分量

	12月(12/20週まで)	1月(1/24の週)	2月頃	計
ファイザー社	155,610回分	－	70,200回分	378,510回分
武田/モデルナ社	－	152,700回分	－	

2回目接種後、8か月経過した方を対象とした場合の3月までに必要なワクチン量を推計し、配分

市町村における接種体制（令和3年11月19日時点）

住民接種	
集団接種会場数	個別接種の医療機関数
41	508

県の今後の対応

- 新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業を継続し、個別接種の支援、集団接種の促進を図る。
- 市町村の追加接種を支援するため、武田/モデルナ社ワクチンを活用した県主催の集団接種会場を設置。
- 追加接種の安全性や効果とあわせて交互相種の情報について、県民へ情報発信し、追加接種の促進を図る。
- 県内の市町村間で情報共有を図るとともに、必要に応じて市町村を支援する。

基本的対処方針の見直しのポイント(案)

全面改訂し、より読みやすく理解しやすい記載に改める。

①「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日政府対策本部決定）を踏まえた内容に見直しを行う。

- ・感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を対策の柱として記載

②「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日コロナ対策分科会提言）を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。

- ・緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。

③ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、行動制限を緩和する。

- ・飲食、イベント、外出・移動等の制限緩和
- ・出勤者数の一律7割削減目標の見直し（引き続きテレワークの活用等を推進）等

※ 今後、感染が大幅に拡大し、この基本的対処方針による行動制限措置では不十分と判断される場合には、感染状況に応じ、一般医療の制限措置とあわせて、行動制限措置の強化内容を検討し、基本的対処方針の見直しを行う。

1

飲食	現状		緩和の内容（案）	
	認証店	非認証店	認証店	非認証店
下記以外の区域	[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・<u>人数制限あり</u> ※9月末に緊急事態措置区域から除外された都道府県については、1か月までを目途に段階的に緩和することとしており、都道府県知事の判断により以下の〔感染拡大の傾向が見られる場合〕の対応を基本として要請		[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・<u>人数制限なし</u>	
〔感染拡大の傾向が見られる場合〕	都道府県知事の判断により、以下の抑制策を実施。		都道府県知事の判断により、以下を基本として要請	
	21時までの時短要請 協力金：2.5～7.5万円/日	20時までの時短要請 協力金：2.5～7.5万円/日	時短要請なし・酒提供可 協力金：なし	20時までの時短要請・酒提供可 協力金：あり
まん延防止等重点措置区域	①20時までの時短要請・酒類禁止 協力金：3～10万円/日 感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、 ②20時までの時短要請・19時半まで酒提供可 協力金：3～10万円/日 ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可 ③21時までの時短要請・酒提供可（20時まで） 協力金：2.5～7.5万円/日		① 時短要請なし・酒提供可 協力金：なし 又は ② 21時までの時短要請・酒提供可 協力金：あり	20時までの時短要請・酒類禁止 協力金：あり
緊急事態措置区域	20時までの時短要請・酒類禁止 （酒提供店は休業） 協力金：3～10万円/日		① 重点措置の②に同じ 又は ② 20時までの時短要請・酒類禁止 （酒提供店は休業） 協力金：あり	

2

イベント	収容率			人数上限			時短		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
現状	大声あり 50%		50%	5,000人 又は 収容定員 50% のいずれ か大きい 方	5,000人	5,000人	なし	なし (注2)	21時
↓									
緩和の 内容 (案)	大声あり 50%	大声なし 100%	【感染防止安全計画策定(注1)】				なし	なし (注2)	なし (注2)
			収容定員 まで	20,000人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可	10,000人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可				
【感染防止安全計画を策定しない場合】 現状と同じ									

※遊園地などについては、従前通り、緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 5,000人超のイベントに適用。「大声なし」が前提。

(注2) 都道府県知事の判断により要請を行うこともあり得る。

3

移動		現 状	緩和の内容(案)
下記以外の 区域	県をまたぐ 移動	基本的な感染防止策を徹底する	(現状と同じ)
まん延防止 等重点措置 地域	外出	- 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 - 混雑した場所等への外出半減。 - 少人数で、混雑を避けて行動。	外出：混雑した場所や感染リスクの高い場所を訪れる場合を除き、 <u>ワクチン接種の有無にかかわらず、国として自粛要請の対象に含めない。</u> 県またぎ移動： <u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国として自粛要請の対象に含めない。</u>
	県をまたぐ 移動	不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える。	
緊急事態 措置区域	外出	- 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。特に、20時以降の不要不急の外出自粛。 - 混雑した場所等への外出半減。 - 少人数で、混雑を避けて行動。	
	県をまたぐ 移動	- 不要不急の都道府県間の移動は極力控える。 - 避けられない場合は検査を勧奨。	

※ 学校行事(修学旅行等)は、基本的に、外出や移動の制限の対象外。

4

Ⅱ 第7次宮崎県医療計画中間見直し（素案）について

医療薬務課

1 中間見直しの趣旨

本計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として平成30年3月に策定しており、令和2年度末をもって策定から3年が経過したため、同法第30条の6の規定に基づき、中間見直しを行う。

（計画の期間）

平成30年度から令和5年度まで（6年間）

見直し後の計画は、そのうち令和4年度から令和5年度まで（2年間）

2 中間見直しの方針

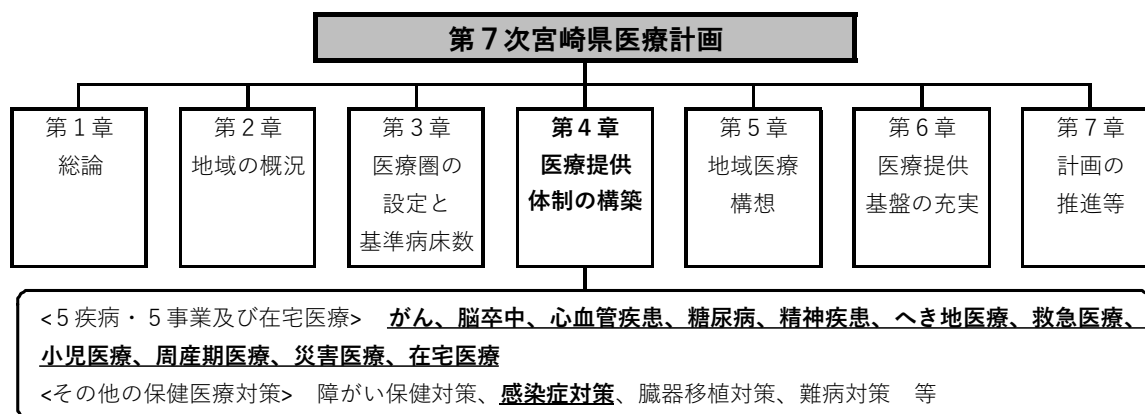
今回の見直しにあたっては、現行計画の「第4章 医療提供体制の構築」のうち、以下の事項について、必要な見直しを行う。なお、今回見直しを行わない事項については、現行計画の内容を継続する。

（1）5疾病・5事業及び在宅医療

現行計画の取組がより推進されるよう、これまでの取組状況について指標を用いて評価し、課題を把握した上で、取組内容の変更や数値目標の再設定等を行う。また、国の指針や新たな制度の創設、他の計画の策定など、現行計画策定後の変化に応じて必要な見直しを行う。

（2）感染症対策

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現行計画の感染症対策に係る記載内容について、必要な見直しを行う。



3 現行計画からの主な変更点

(1) がん

【施策の方向】

がん予防や早期発見・早期治療の促進による死亡率の減少を図るとともに、療養生活の質の向上とがん患者への切れ目ない医療提供体制の充実を促進する。

【主な変更点】

○数値目標の再設定

- ・緩和ケアチームのある病院数（県北）目標 2 施設→4 施設
（県央）目標 5 施設→7 施設
（県西）目標 2 施設→3 施設
- ・地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等実施件数（人口10万人当たり）
（県央）目標 200件→414.8件

(2) 脳卒中

【施策の方向】

保健指導の強化により発症予防・再発防止に努めるとともに、発症後4.5時間以内の治療開始体制や、超急性期から維持期までの円滑な医療提供体制の構築を図る。

※取組内容及び数値目標については、引き続き維持する。

(3) 心筋梗塞等の心血管疾患

【施策の方向】

保健指導の強化により発症予防や再発防止に努めるとともに、急性期から在宅医療までの病期や疾患に応じた切れ目ない医療提供体制の構築を図る。

※取組内容及び数値目標については、引き続き維持する。

(4) 糖尿病

【施策の方向】

早期発見や予防、早期治療の啓発を行うとともに、医療機関や医療保険者、保健事業との連携により、予防から初期・安定期、専門治療、合併症治療における円滑な医療提供体制の構築を図る。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・歯周病について、糖尿病治療早期からの歯科受診の勧奨を追加

(5) 精神疾患

【施策の方向】

早期発見・早期治療を推進するとともに、多様な精神疾患に対応した医療連携体制や地域生活における支援体制の構築を図る。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・ 認知症疾患医療センターを中心とした医療機関の連携による認知症患者の支援体制づくりを追加
- ・ 摂食障がい予防知識の普及啓発を追加
- ・ ネット依存・ゲーム障がいに対する相談対応の充実や普及啓発を追加

○数値目標の再設定

- ・ 精神病床における入院後 3・6・12ヶ月時点の退院率
3ヶ月 目標 69%(2020年度)→69%(2023年度)
6ヶ月 目標 84%(2020年度)→86%(2023年度)
12ヶ月 目標 90%(2020年度)→92%(2023年度)
- ・ 精神病棟における急性期・回復期・慢性期入院患者数
目標 4,392人(2020年度)→4,069人(2023年度)
- ・ 退院後1年以内の地域における平均生活日数 目標 316日 (新設)

(6) へき地医療

【施策の方向】

医師の派遣や巡回診療、へき地医療拠点病院等による診療支援、在宅医療の充実等により、へき地医療の確保・充実を図る。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・ 県医師会との共同事業「みやざきドクターバンク」による医師の紹介・あっせんの取組を追加

(7) 救急医療

【施策の方向】

初期から第三次までの救急医療体制の構築・強化や県民の救急医療に対する意識啓発に努め、救急医療提供体制の充実を図る。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・ 医師の働き方改革を踏まえた体制の構築について追加

(8) 小児医療（小児救急医療を含む）

【施策の方向】

小児科医の養成・確保や小児救急医療体制の構築、小児医療に係る相談機能等の充実を図る。

※取組内容及び数値目標については、引き続き維持する。

(9) 周産期医療

【施策の方向】

総合周産期母子医療センターを中心とした地域分散型の周産期医療体制の維持と充実に努める。

【主な変更点】

○数値目標の再設定

- ・ 災害時小児周産期リエゾン委嘱者数 目標 24人（新設）

(10) 災害医療

【施策の方向】

災害拠点病院の機能強化など、関係機関と連携し、災害医療体制の充実に図る。
※取組内容及び数値目標については、引き続き維持する。

(11) 在宅医療・介護

【施策の方向】

医療・介護等のサービスが連携する多職種協働体制の構築と人材の育成・確保に努める。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・ 2023年に見込まれる在宅医療等の追加的需要の受け皿となる各サービスの必要量を追加
- ・ 在宅での看取りに係るACP※の取組などの普及啓発を追加
(※人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス)
- ・ 訪問看護ステーションの看護師等の確保や資質の向上への支援を追加

○数値目標の再設定

- ・ 訪問看護ステーション数 目標 143施設→158施設
- ・ 在宅での死亡率 目標 22.2%→25.2%

(12) 感染症対策

I-2 新型コロナウイルス感染症対策（新設）

【施策の方向】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発生動向の迅速な情報提供を行う。
- ・ 積極的疫学調査に基づく検査や一斉検査の実施、変異株検査の体制強化を行う。
- ・ 入院受入病床確保と回復後患者の転院促進、中和抗体療法の実施体制整備、自宅療養者の健康観察・診療体制確保を通して、総合的に医療体制を強化する。
- ・ 予防接種の普及啓発と、市町村の接種体制構築を支援する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月	計画（素案）に係るパブリックコメントの実施 第3回医療審議会医療計画部会（計画（案）の検討）
令和4年 1月	医療審議会答申
2月	2月定例県議会（計画（案）の議案提出）

Ⅲ 宮崎県循環器病対策推進計画（素案）について

健康増進課

1 計画策定の理由

宮崎県循環器病対策推進計画は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）第11条第1項の規定に基づき、本県における循環器病対策の推進に係る計画を策定するものである。

2 計画の期間

令和4年度から令和5年度まで（2年間）

3 計画の骨子

（1）計画の趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病が、死亡原因の主要なものとなっていることに鑑み、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、本県における循環器病対策を推進する。

（2）基本方針

- ① 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ② 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ③ 循環器病の研究推進への協力

（3）全体目標

- ① 健康寿命の延伸
- ② 循環器病の年齢調整死亡率の減少

（4）計画の構成

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 宮崎県における循環器病の状況
- 第3章 基本方針と全体目標
- 第4章 個別施策
- 第5章 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年12月 計画（素案）に係るパブリックコメントの実施
- 令和4年 2月 第3回宮崎県循環器病対策推進協議会（計画（案）の検討）
- 3月 常任委員会報告（計画（案））